## 特別清算終結

**平成２２年（ヒ）第１０１号**
北海道稚内市開運１丁目２番２号
清算株式会社　株式会社稚内シーポートプラザ
1　決定年月日　平成22年７月５日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
旭川地方裁判所民事部

**平成２１年（ヒ）第２１３７号**
東京都千代田区神田練塀町73
清算株式会社　株式会社Ｂｉｏ－ｔｅｃｈ　Ｍａｔｅｒｉａｌ
1　決定年月日　平成22年７月７日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

**平成２１年（ヒ）第３０３７号**
大阪市中央区難波４丁目３番25号
清算株式会社　株式会社第栄商事
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（ヒ）第１００１号**
島根県益田市東町３番33号
清算株式会社　株式会社益田酒販
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
松江地方裁判所益田支部

## 特別清算協定認可

**平成２１年（ヒ）第２４号**
埼玉県加須市騎西38番地10
清算株式会社　松井建設株式会社
代表清算人　松井　　勝
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　略称
本協定においては、次のとおり用語を略称する。
⑴　松井建設株式会社　（略称）清算株式会社
⑵　平成21年10月13日　特別清算開始決定日　（略称）基準日
⑶　別表「一般債権弁済予定表」　（略称）別表
２　協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対し基準日までの原因に基づいて発生した協定債権（以下「特別清算債権」という。）とし、同債権を有する者を「債権者」という。
３　担保権付債権
本協定における「担保権付債権」とは、清算株式会社が所有する不動産その他の資産について担保権（特別の先取特権、質権、抵当権又は商事留置権に限る。）が設定された特別清算債権で、基準日までに対抗要件を備えているもののうち、その担保権で担保された範囲のものをいう。
担保権付債権を有する債権者を「担保権付債権者」といい、その金額は別表「担保権付債権額」欄記載の金額のとおりである。
４　一般債権
本協定における「一般債権」とは、特別清算債権から別表「担保権付債権額」欄記載の金額を控除した担保権付債権に該当しない協定債権をいう。
５　債権譲渡等がなされた場合の取扱い
基準日以降、協定債権の譲渡、代位弁済、合併、会社分割等を原因として、債権の全部又は一部について債権者の変更があった場合においても、権利の変更は基準日における債権者の債権額を基準として行う。
６　端数の処理
権利の変更の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
７　弁済の場所
本協定による弁済は、債権者の指定する銀行口座に振り込む方法により実施する。なお、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
第２　担保権付債権の不足額の取扱い
１　担保権付債権について、担保権によって弁済されない残額（以下「不足額」という。）は、一般債権の例によって弁済する。
２　担保権の対象となる資産の評価額及び不足額が確定していない担保権付債権者については、担保権の対象となる資産が売却され、または合意に基づき、担保権付債権の金額及び不足額について確定した後に、右不足額について一般債権の例に従い権利を変更する。
第３　一般債権
１　元金額の確認
債権者と清算株式会社は、債権者が清算株式会社に対して基準日現在有している特別清算債権の元金が別表「債権元金額」欄記載の金額であることを相互に確認する。
２　権利の変更
債権者は、前項の債権元金を含む一般債権につき、以下の定めにより支払いを受け、権利を変更する。
⑴　元金
債権者は、一般債権のうち債権元金については、次のとおりの区分に従って弁済を受ける（各債権者の債権につき下記区分に従い段階的に弁済額を算出する。）。
債権者は、債権元金の残額を放棄し、清算株式会社は免除を受ける。
債権元金の放棄額は、別表「債権放棄予定額」欄記載のとおりである。

| | 債権元金（債権の各部分につき） | 弁済率 | 免除率 |
|---|---|---|---|
| 第１区分 | 金５万円以下の部分 | 100％ | 0％ |
| 第２区分 | 金５万円超の部分 | 1.5％ | 98.5％ |

⑵　利息、遅延損害金
債権者は、利息及び遅延損害金について全額放棄し、清算株式会社は免除を受ける。
⑶　弁済の方法
清算株式会社は、債権者に対し、本協定認可決定確定日の属する月の翌月末日限り、別表「弁済金額」欄記載の金額を支払う。
３　免除の効果の生ずる時点
本協定認可決定確定後、本協定に基づき弁済がなされた時とする。
４　追加弁済
第３、２、⑶の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各債権者（但し、第４に定める債権者を除く。）に対し、右換価代金から必要な費用を控除した残額を、各債権者の第３、２、⑴に定める弁済額を控除した後の金額の割合に応じて追加弁済する。
この場合において、既になされた免除は、追加弁済額の限度で、遡って効力を失うものとする。
第４　共益的債権、優先的債権の弁済
債権者の共同の利益のためにする裁判上の費用、清算業務の遂行に要する費用等の共益的債権、国税徴収法又は国税徴収の例により徴収することを得べき債権及び労働債権は、必要に応じて裁判所の許可を得たうえで、随時に弁済する。
以上
（別表省略）
さいたま地方裁判所第３民事部

**平成２２年（ヒ）第１８号**
横浜市西区みなとみらい２丁目３番５号
清算株式会社　田浦開発株式会社
代表清算人　須藤　　修
1　決定年月日　平成22年７月７日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、本協定認可決定確定後１か月以内に、各債権者に対し、現在の資産5604万0791円から公租公課、特別清算手続きに必要な費用等を除いた残額を、その債権額（ただし、各債権者の債権額、各債権者の清算株式会社に対する貸付金の残元本額とし、利息、遅延損害金その他は含まないものとする。）に応じて按分して別紙記載のとおり支払うとともに、各債権者は、清算株式会社に対し、前記支払いを受けたときをもって、前記支払い金額を控除した残余の貸付金残元本、利息債権及び遅延損害金債権その他一切の債権を放棄する。
ただし、別紙記載の手続費用に異同が生じた場合、各債権者に対し支払うべき金額を上記方法により改めて計算し、その額を支払うこととする。
２　前項に基づく弁済は、協定債権者が指定する銀行預金口座に振り込む方法により実施する。
ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。配当において生じる１円未満の端数は四捨五入とする。